

測量等業務設計変更等取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、鳥取県県土整備部（総合事務所県土整備局を含む。）発注の測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量等業務」という。）の業務委託における協議等の発議から設計変更、契約変更までの取扱いについて、受発注者間の事務の明確化、簡素化を図ることを目的とし、その取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(設計変更)

第2条 設計変更とは契約の目的を変更、追加しない範囲において設計数量等、設計図書の一部を変更することをいう。

2 契約の目的を変更、追加するものとは、業種（測量業務、設計業務等）を変更、追加する場合をいう。

(協議等の取扱い)

第3条 受発注者が指示、協議、通知、承諾、報告、提出等（以下「協議等」という。）を行う場合は、次の各号に定めに従うこと。

- (1) 発注者発議は、調査職員が下表の承認権者の承認を受けて施行するものとし、受注者は、発注者発議による協議等を受けた場合、受けた日から原則として7日以内に回答すること。
- (2) 受注者発議は、管理技術者、現場代理人等が行うものとし、発注者は、受注者発議による協議等を受けた場合、速やかに下表の承認権者の承認を受け、原則として受けた日に受注者へ回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、回答期限を回答すること。
- (3) 発注者は、業務委託料の増減を伴う協議等の場合、協議書等に概算増減額を明示すること。
- (4) 紙面の協議書等は、正本を発注者、副本を受注者が保管すること。

協議等の内容		承認権者
設計変更を伴わないもの		
設計変更を伴わない承諾、受理等		総括調査職員
設計変更を伴うもの		
業務委託料の変更を伴うもの	・設計変更に伴う業務委託料の増減額が100万円以下のもの	総括調査職員
	・設計変更に伴う業務委託料の増減額が100万円超から1,000万円以下のもの ・第5条第3項の規定によるもの	県土整備事務所長、 県土整備局長又は 港湾事務所長
	・設計変更に伴う業務委託料の増減額が1,000万円超のもの	決裁権者 (知事決裁の場合は部長)
業務委託料の変更を伴わないもの	・業務一時中止、履行期間延伸等に係るもの ・その他、総括調査職員が必要と認めるもの	県土整備事務所長、 県土整備局長又は 港湾事務所長
	上記以外のもの	総括調査職員
契約の目的を変更、追加するもの (設計変更は原則として認められない。設計変更の必要性を十分整理の上、承認行為を行う前に決裁権者と別途協議)		決裁権者 (知事決裁の場合は部長)

(設計変更の取扱い)

第4条 第3条により設計変更を伴う協議等を行う場合、下表の定めにより契約変更又は別途契約としなければならない。

設計変更の内容	契約変更・別途契約
・業務委託料の増額を伴うもの	[契約変更による] (1) 契約の目的を変更、追加するものを除き、第3条の承認を受けた設計変更は契約変更とすることができる。 (2) ただし、契約の目的を変更、追加するもので第3条の承認を受け、かつ下記のいずれかに該当するものは、契約変更とすることができる。 ・緊急性が高く別途契約を行う時間が無い場合 ・当該契約業務と業務内容的に一体不可分であり、分離が困難又は非効率となる場合 (3) その他、決裁権者が必要と認めたもの [別途契約による] (1)、(2)又は(3)に該当しない場合は別途契約とする。
・業務委託料の減額を伴うもの ・業務委託料の変更が無いもの	[契約変更による]

(契約変更の取扱い)

第5条 設計変更に伴う契約変更は、その都度行うことを原則とする。

2 前項の規定に係わらず、契約の目的を変更するものではなく、かつ次のいずれかに該当するときは、他の設計変更と一括して契約変更することができる。

ただし、発注者が必要とする場合、受注者から契約変更を行うよう連絡があった場合等は、速やかに契約変更を行うこと。

(1) 業務委託料の増額を伴わない設計変更

(2) 業務委託料の増額を伴う設計変更の契約変更保留分の累計額が、直近の契約変更前業務委託料の3割以内

3 災害査定に係る測量等業務、試験、調査、協議等の結果を踏まえた設計変更等、設計変更内容を速やかに確定できない場合、第1項、第2項及び第4条の規定に係わらず、設計変更及び契約変更を一時保留することができる。

ただし、変更内容の早期把握に努め、可能な限り速やかに設計変更内容を確定すること。

なお、設計変更内容が確定した後の取扱いは本要領に従うこと。

4 業務目的を変更、追加する場合、履行期間を延伸する場合は可能な限り速やかに契約変更を行うこと。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月1日から施行する。